

議案第 27 号

松阪市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

松阪市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 285 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 20 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

松阪市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 285 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「及び退職手当」を「、在宅勤務等手当及び退職手当」に改め、同条第 4 項中「及び特殊勤務手当」を「、住居手当及び特殊勤務手当」に改める。

第 5 条第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間」を「午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第 6 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を次のように改める。

（5） 重度心身障害者

第 6 条第 2 項第 5 号を同項第 4 号とする。

第 17 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（在宅勤務等手当）

第 17 条の 3 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について 1 か月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置）

2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における改正後の第 6 条の規定の適用については、同条第 2 項中「（4） 重度心身障害者」とあるのは、
「（4） 重度心身障害者

(5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を
含む。）」
とする。